

食品衛生法施行細則

昭和 48 年 7 月 20 日 規則第 48 号
最終改正 令和 3 年 3 月 30 日 規則第 43 号

(製品検査申請等)

第 1 条 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定により知事が行う検査を受けようとする者は、様式第 1 号の製品検査申請書の正本一通及び副本二通を製造所の所在地を管轄する保健所長を経て知事に提出しなければならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、ロットを形成する製品ごとに、封印するのに適当な箱その他の容器に入れ、その見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した票紙をはり付けておかなければならない。

- 一 製品の名称
- 二 製造年月日
- 三 申請数量
- 四 小分け容器の容量別個数

一部改正〔昭和 62 年規則 22 号・平成 12 年 70 号・16 年 5 号〕

第 2 条 法第 26 条第 1 項の規定により知事が行う検査を受けようとする者は、様式第 2 号の製品検査申請書の正本一通及び副本二通を製造所又は加工所の所在地を管轄する保健所長を経て知事に提出しなければならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、ロットを形成する製品ごとに、封印するのに適当な箱その他の容器に入れ、その見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した票紙をはり付けておかなければならない。

- 一 製品の名称
- 二 製造又は加工の年月日
- 三 申請数量

一部改正〔昭和 62 年規則 22 号・平成 7 年 96 号・12 年 70 号・16 年 5 号〕

(食品衛生管理者の設置の届書)

第 3 条 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。次条において「省令」という）第 49 条第 1 項に規定する届書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

一部改正〔平成 12 年規則 70 号・16 年 5 号・24 年 31 号〕

(営業許可の申請書等)

第 4 条 省令第 67 条に規定する営業許可申請書及び省令第 70 条の 2 に規定する営業届出書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

- 2 省令第 68 条第 1 項、第 69 条第 1 項又は第 70 条第 1 項に規定する届出書の様式は、様式第 5 号のとおりとする。
- 3 知事又は営業所所在地を管轄する保健所長は、法第 55 条の規定により営業の許可をしたときは、当該営業許可申請者に対し、様式第 6 号の営業許可書を交付するものとする
- 4 省令第 71 条の規定による届出は、様式第 7 号の届出書を提出してしなければならない
- 5 省令第七十一条の二に規定する届出書の様式は、様式第八号のとおりとする。
一部改正〔平成 7 年規則 96 号・12 年 70 号・13 年 34 号・15 年 84 号・16 年 5 号・24 年 31 号・令和 2 年 56 号・3 年 43 号〕

(特定の食品のみを調理する条件を付された営業に係る営業施設の基準)

第 5 条 食品衛生法施行条例（平成 12 年埼玉県条例第 22 号）別表第 4 号の規則で定める営業施設の基準は、次のとおりとする。

一 施設の構造

- イ 屋根及び側壁を有し、全ての設備を收容することができる構造であること。
- ロ 清掃を容易に行うことができる構造であること。
- ハ 使用しない場合には、衛生的に保管できる構造であること。

二 洗浄設備及び手洗い設備

- イ 施設の適当な場所に、器具の洗浄設備があること。ただし、使い捨ての飲食器を使用し、飲食器の洗浄を行わない場合は、この限りでない。
- ロ 施設には、流水式手洗い設備及び手指等の消毒に適した消毒液等を入れる専用の容器があること。

三 器具等の設備

- イ 食品の取扱方法及び取扱数量に応じ、必要な数及び大きさの器具等があること。
- ロ 食品、添加物（以下「食品等」という。）、器具及び容器包装を衛生的に保存することができる専用の設備があること。ただし、共用しても衛生上支障がないと許可権者が認めた場合は、この限りでない。
- ハ 食品を冷却し、冷凍し、又は加熱して保存する必要がある場合は、冷却等に適した設備があること。

四 給水設備

- イ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業、同条第 6 項に規定する専用水道若しくは同条第 7 項に規定する簡易専用水道により供給される水又はこれ以外の飲用に適する水を十分に供給できる設備があること。
- ロ 貯水槽は、蓋のある不浸透性材料で造られ、ちり等の侵入を防止できる構造のものであること。
- ハ 貯水槽は、その内部が容易に洗浄できる構造で、かつ、給水栓が付いたものであること。

五 廃棄物処理設備

- イ 適当な容積があり、かつ、蓋のある不浸透性の廃棄物容器が備えてあること。

ロ 汚水槽は、衛生上支障がない位置にあること。

追加〔平成12年規則70号〕、一部改正〔平成18年規則61号・25年37号・令和2年56号・3年43号〕

(食品衛生監視員による食品等の移動の停止命令)

第6条 食品衛生監視員は、営業者が法第6条、第10条、第11条、第12条、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反していると認め、かつ、食品衛生上の危害を除去するため緊急を要するときは、法第59条の規定に基づき、その営業者に対し、期間を定めて食品等又は器具若しくは容器包装の移動の停止を命ずることができる。

一部改正〔平成12年規則70号・15年84号・16年5号・24年31号・25年37号・令和2年56号・3年43号〕

附 則

1 この規則は、昭和48年8月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和48年11月1日から施行する。

2 食品営業施設等の基準に関する規則（昭和29年埼玉県規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則第一号を次のように改める。

一 削除

本則第5号を削る。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1 削除

別表第5を削る。

3 この規則施行の際現に法第21条の規定により許可を受けている者に係る施設で改正後の第5条に定める基準に適合しない部分については、昭和49年1月31日までの間、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和49年10月31日規則第90号抄）

1 この規則は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月21日規則第10号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に食品衛生法第21条の規定により許可を受けている者に係る施設で改正後の第5条に定める基準に適合しない部分については、昭和50年3月31日までの間、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和51年7月16日規則第56号）

この規則は、昭和51年11月1日から施行する。ただし、第1条のうち、第2条の次に一条を加える改正規定は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和 54 年 2 月 23 日規則第 7 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第 5 号の規定による営業許可書は、改正後の同様式の規定によるものとみなす。

附 則（昭和 55 年 5 月 27 日規則第 39 号）

この規則は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 14 日規則第 9 号）

- 1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第 4 号による食品営業許可申請書は、改正後の様式第 4 号（1）又は様式第 4 号（2）により提出されたものとみなす。

附 則（昭和 59 年 9 月 14 日規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 7 月 5 日規則第 42 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。
（食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にふぐの処理若しくはふぐの塩蔵処理を行っている営業に係る管理運営で改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の細則」という。）第 4 条に定める基準に適合しない部分又は食品衛生法第 21 条の規定により許可を受けている者に係る施設で改正後の細則第五条に定める基準に適合しない部分については、この規則の施行の日から 3 月間、改正後の細則第 4 条又は第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の細則第 2 条の 2 の規定は、この規則施行の際現にふぐの処理又はふぐの塩蔵処理を行っている営業者についても適用する。この場合においては、同条第一項中「行おうとするとき」とあるのは「行っているとき」と、「行おうとするときは、あらかじめ」とあるのは「行っているときは、昭和 60 年 9 月 1 日までに」とする。

附 則（昭和 61 年 4 月 30 日規則第 36 号）

この規則は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 7 月 1 日規則第 59 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の細則」という）別表第 3 第 1 第 1 号 4（2）の表の上欄に掲げる営業を営んでいる者の施設又はその部門に係る食品衛生責任者については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して 6 月を経過する日までの間は、改正後の細則別表第 3 第 1 第 1 号 4（2）の表の下欄に掲げる者であることを要しない。

3 この規則の施行の際現に自動販売機による飲食店営業、喫茶店営業又は冰雪製造業を営んでいる者の自動販売機に係る食品衛生責任者については、施行日から起算して 6 月を経過するまでの間は、改正後の細則別表第 3 第二 6（2）に掲げる者であることを要しない。

4 この規則の施行の際現に改正後の細則別表第 3 第 1 第 1 号 4（2）の表の上欄に掲げる営業に係る食品衛生責任者であって、改正後の細則別表第 3 第 1 第 1 号 4（2）の表の下欄に掲げる者に該当しないものが、施行日から起算して 6 月を経過する日までの間に、知事が指定した講習会の課程を修了した場合には、当該講習会の課程の修了者を改正後の細則別表第 3 第 1 第 1 号 4（2）の表の下欄第 3 号に規定する講習会の課程の修了者とみなす。

5 この規則の施行の際現に自動販売機による飲食店営業、喫茶店営業又は冰雪製造業に係る食品衛生責任者であって、改正後の細則別表第 3 第二 6（2）に掲げる者に該当しないものが、施行日から起算して 6 月を経過する日までの間に、知事が指定した講習会の課程を修了した場合には、当該講習会の課程の修了者を同表第二 6（2）ウに規定する講習会の課程の修了者とみなす。

（食品衛生に関する条例施行規則の一部改正）

6 食品衛生に関する条例施行規則（昭和 49 年埼玉県規則第 90 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 5 年 12 月 7 日規則第 89 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に食品衛生法施行規則第 20 条第 1 項の規定により飲食店営業、食肉製品製造業又は魚肉ねり製品製造業の営業の許可を申請している者（同条第 2 項に規定する者を除く。）の施設に係る営業施設の基準については、改正後の別表第 4 第 1 第 2 号(1)イ、同号(13)A又は同号(16)Aの規定にかかわらず、なお従前の例による

3 この規則の施行の際現に食品衛生法第 21 条の規定により飲食店営業、食肉製品製造業又は魚肉ねり製品製造業の営業の許可を受けている者及び前項に規定する者で同条の規定によりこれらの許可を受けたものの施設で改正後の別表第 4 第 1 第 2 号(1)イ、同号(13) A 又は同号(16) A の規定に定める営業施設の基準に適合しない部分については、この規則の施行の日から起算して 3 月を経過する日までの間は、改正後のこれらの規定に定める営業施設の基準に適合しているものとみなす。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日規則第 85 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 11 月 21 日規則第 96 号)

この規則は、平成 7 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 16 日規則第 8 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 70 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に二条を加える改正規定(第 5 条第 10 号及び第 11 号に係る部分に限る。)及び第 11 条の次に一条を加える改正規定(第 12 条第 1 項に係る部分に限る。)は同年 10 月 1 日から、第 6 条の次に三条を加える改正規定(第 8 条第 1 項に係る部分に限る。)は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第 8 条第 1 項の規定の施行前に行政指導(埼玉県行政手続条例(平成 7 年埼玉県条例第 65 号)第 2 条第 6 号に規定するものをいう。附則第 4 項において同じ。)に基づき、改正後の規則第 8 条第 1 項に規定する業を営んでいる者がした同項各号に掲げる事項に係る届出は、同項の規定による届出とみなす。

3 改正後の規則第 8 条第 1 項の規定の施行の際現に同項に規定する業を営んでいる者については、その者を同項に規定する者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 13 年 7 月 1 日までに」とする。

4 改正後の規則第 12 条第 1 項の規定の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定又は行政指導に基づき、同項に規定する者がした同項各号に掲げる事項に係る届出は、同項の規定による届出とみなす。

5 改正後の規則第 12 条第 1 項の規定の施行の際現に食品衛生責任者を定めている同項に規定する営業者については、同項中「定めたとき」とあるのは、「定めているとき」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日規則第 34 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 15 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 84 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 27 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日規則第 68 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 8 号、第 8 条、様式第 5 号(2)、様式第 5 号(3)及び様式第 11 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 61 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 29 日規則第 78 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 （前略）第 56 条（中略）の規定 平成 21 年 4 月 1 日

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 31 号）

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 37 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条及び第 11 条の改正規定並びに様式第 8 号の改正規定（「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める部分に限る）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 42 二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 29 日規則第 56 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項の改正規定、第 6 条の改正規定（「別表第 2 第 1 号ハ」を「別表第 1 号ハ」に改める部分に限る。）、第 11 条の改正規定（「第 54 条」を「第 59 条」に改める部分に限る。）、様式第 4 号の改正規定（「（第 2 項）」を削る部分及び「第 54 条から第 59 条」を「第 56 条から第 61 条」に改める部分に限る。）、様式第 5 号(1)から様式第 5 号(3)までの改正規定並びに様式第 6 号(1)及び様式第 6 号(2)の改正規定については、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第 5 条の規定による管理運営の基準については、令和 3 年 5 月 31 日までは、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 2 年 12 月 15 日規則第 90 号）

この規則は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 43 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（電子情報処理組織による申請等の様式）

3 この規則の施行の際、電子情報処理組織（埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年埼玉県条例第 11 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）であって知事が認めるものを使用して申請等（同条例第 2 条第 8 号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）を行う場合における様式については、この規則の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織による申請等の様式によるものとする。この場合において、当該様式中名宛人である知事又は保健所長に付している敬称の取扱いについては、知事等を名宛人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則（平成 20 年埼玉県規則第 62 号）

本文の規定の例によるものとする。

様式第1号

製品検査申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者の住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

食品衛生法第25条第1項の規定により製品検査を受けたいので、下記のとおり検査手数料を添えて申請します。

記

- 1 製品の名称
- 2 製造所の名称
- 3 製造所の所在地
- 4 食品衛生管理者の氏名
- 5 製造年月日
- 6 申請数量
- 7 小分け容器の容量別個数

添付書類

製造所において検査を行った場合は、その成績書

一部改正〔昭和54年規則7号・58年9号・平成11年8号・15年84号・16年5号・
20年78号・24年31号〕

様式第2号

製 品 検 査 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者の住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

食品衛生法第26条第1項の規定により製品検査を受けたいので、下記のとおり検査手数料を添えて申請します。

記

- 1 製品の名称
- 2 製造所又は加工所の名称
- 3 製造所又は加工所の所在地
- 4 製造又は加工の年月日
- 5 申請数量（ロットを形成する製品数）
- 6 試験品の数量
- 7 検査の項目

添付書類

食品衛生法施行令第5条第1項の検査命令書の写し。ただし、同一の命令につき、既に検査の申請を行い、検査命令書の写しが提出されている場合は、添付することを要しない。

様式第3号

	年 月 日
(宛先) 埼玉県知事	整理番号 ※届出者による記載は不要です。
食品衛生管理者選任(変更)届	
下記のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、食品衛生法第48条第3項の規定により届け出ます。(※営業許可申請書・営業届に添付する場合であつて、内容が重複する項目(届出情報及び施設情報)は記載を省略することができます。)	
届出者情報	郵便番号： 電話番号： FAX番号：
	電子メールアドレス： 法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)
	届出者氏名 ※法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名 年 月 日生
施設情報	施設の所在地 (ふりがな)
	施設の名称、屋号、商号
食品衛生法施行令第15条に規定する食品又は添加物の別	①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ②加糖粉乳 ③魚肉ハム ④食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ⑤菌製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑦マーガリン ⑧添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたもの) ⑨食肉製品 ⑩放射線照射食品 ⑪ショートニング
食品衛生管理者情報	氏名 (ふりがな) 年 月 日生
	住所
	職名
	職種
	職務内容
	選任(変更)年月日 年 月 日
備考	添付書類 <input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面
	(ふりがな) 電話番号： 担当者 氏名

全部改正〔令和3年規則43号〕

様式第4号

[許可・届出共通]		年 月 日	
(宛先)			
埼玉県知事		整理番号:	
埼玉県 保健所長		※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届(新規、継続)			
食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)			
申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	業種の種類	食糧・食糧・調・製・洋・船舶・と畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受領した講習会	都道府県知事の講習会(備正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機の型番		業種	
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件随附等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号:
	担当者氏名		

[許可のみ]

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	<input type="checkbox"/>	
業務施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③食肉ハム <input type="checkbox"/> ④食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑤菌製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥食肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑨食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑩放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※ 食品衛生管理者 (仮) 氏名も併記必要 受講した講習会	講習会名称	年 月 日	
使用木の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
① 木造木 (<input type="checkbox"/> 木造木 <input type="checkbox"/> 専用木造 <input type="checkbox"/> 簡易専用木造)				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する木				
業務に当たった者情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
(ふりがな)				
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業開始の場合は省略可) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する木使用の場合) 木質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
	営業を譲り受けたことを証する旨			
営業許可履歴	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
4	年 月 日			
備考				

全部改正〔令和3年規則43号〕

様式第5号

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

整理番号：

埼玉県 保絲所長

※申請者、届出者による記載は不要です。

地 位 承 継 届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄）
 ※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な程度において、輸出時の要件随附等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	（ふりがな）		生年月日 年 月 日生
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄	

被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	（ふりがな）	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	

合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者の氏名		
	（ふりがな）		
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		

分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名		
	（ふりがな）		
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

様式第6号(1)

営 業 許 可 書

指令 第 号

年 月 日

住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称 様

埼玉県知事 氏 名印

年 月 日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第55条の規定により、下記のとおり許可する。

記

- 1 営業車の保管場所の所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号

営業施設符号

3 許可事項

営業の種類	許可の有効期間		許可の条件
	年 月 日から	年 月 日まで	

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

全部改正〔平成17年規則68号〕、一部改正〔令和2年規則56号〕

様式第6号(2)

営 業 許 可 書

指令 第 号

年 月 日

住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称 様

埼玉県 保健所長 氏 名印

年 月 日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第55条の規定により、下記のとおり許可する。

記

- 1 営業所所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号

営業施設符号 . .

3 許可事項

営業の種類	許可の有効期間		許可の条件
	年 月 日から	年 月 日まで	

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

全部改正〔平成17年規則68号〕、一部改正〔令和2年規則56号〕

様式第7号

[許可・届出共通]		年 月 日	
(宛先)			
埼玉県知事		整理番号:	
埼玉県 保健所長		※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届 (変更)			
食品衛生法施行規則(第71条)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)			
申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	業種の種類	食管・食器・調・製・洋・船船・と畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受検した講習会	都道府県知事の講習会 (修正と認めらるる場合を含む。) 講習会名称 年 月 日	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機の型番	業種		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そだい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>	
※この申請等の情報は、国の事務に必要な程度において、輸出時の要件随附等のために使用します。			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

[許可のみ]			
申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	<input type="checkbox"/>
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③魚肉ハム <input type="checkbox"/> ④食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑤菌製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑨魚肉製品 <input type="checkbox"/> ⑩放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング	
	(ふりがな)	資格の種類	講習会名称 年 月 日
	食品衛生管理者の氏名 × 食品衛生管理者(主任) 氏名(※)も別紙必要 受講した講習会		
使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)			
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/> ふぐの処理を行う施設 <input type="checkbox"/> (ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
3	年 月 日		
4	年 月 日		
備考			

全部改正〔令和3年規則43号〕

様式第8号

〔許可・届出共通〕		年 月 日	
(宛先)			
埼玉県知事		整理番号:	
埼玉県 保健所長		※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届 (廃業)			
食品衛生法施行規則 (第71条の2) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 (チェック欄)			
申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受検した講習会
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
自動販売機の型番		業種	
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に際する。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な程度において、輸出時の要件随附等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

[許可のみ]

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係 <input checked="" type="checkbox"/> 該当には	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
(3) 法人であつて、その業務を行つた役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ③食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ④煎製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ④添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④魚肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ④ショートニング	
	(ふりがな)	資格の種類
	食品衛生管理責任者(※) × (食品衛生管理責任者(実)※)も別途必要 受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用木の種類 ① 木造木 (<input type="checkbox"/> 木造木 <input type="checkbox"/> 専用木造 <input type="checkbox"/> 簡易専用木造) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する木	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
業務に当たつた情報 (ふりがな) ふく処理者氏名 ※ふく処理する営業の場合	認定番号第	

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する木使用の場合) 木質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可履歴	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
	4 年 月 日		
備考			

全部改正〔令和3年規則43号〕